

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(除籍) 第18条 略 <u>2 前項に定める場合のほか、院長は、生徒が平成27年3月31日までに卒業することができないと認めるときは、除籍をすることができる。</u>	(除籍) 第18条 略
別表第2（第9条関係） 略 備考 1・2 略 3 選択必修科目のうち障害児（者）福祉、障害児（者）支援並びに障害児（者）支援実習の科目を履修し、及び単位を修得した生徒に対しては、居宅介護従業者養成研修に係る2級課程の修了証明書を授与する。	別表第2（第9条関係） 略 備考 1・2 略 3 選択必修科目のうち障害児（者）福祉、障害児（者）支援並びに障害児（者）支援実習の科目を履修し、及び単位を修得した生徒に対しては、 <u>居宅介護従業者養成研修（障害者等（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。）に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、障害者自立支援法第30条第1項第2号イ及び第43条の規定に基づく基準において指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの資格となるものをいう。）に係る2級課程の修了証明書を授与する。</u>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。